

館山市情報提供
令和2年5月11日
建築施設課
担当者：嶋津・三平
TEL：0470-22-3751

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に伴う

特定空家の除却（略式代執行）について

館山市では、市内川名地区に所在の特定空家について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に伴う略式代執行による除却（解体工事）を行います。

同法律は、管理不全により周辺の生活環境等に悪影響を及ぼしている特定空家等について、市町村が所有者に対して、助言・指導、勧告、命令などの措置を行い、所有者による除却等を促すことを目的としています。やむを得ない場合の最終的な措置として代執行があります。また、代執行は、管理不全の空家について、所有者が命令措置に従わない場合に行う「行政代執行」と、所有者が特定出来ない場合に行う場合に行う「略式代執行」との2種類があります。

今回のケースは、特定空家が主要幹線道路に面しており危険等の切迫性が極めて高いこと、所有者が特定出来ないことなどから、地域住民の安心安全を確保するため、やむを得ず略式代執行を行うこととしたものです。

国土交通省によると、平成27年2月26日に同法律が施行されてから約4年半を経過した令和元年10月1日時点で、同法律に基づき代執行に至った件数は、全国で196件、千葉県内で13件、うち、「略式代執行」の件数は、全国で146件、千葉県内で8件です。

また、千葉県内で、これまでに代執行を行った市町村は、千葉市、柏市、香取市、いすみ市、一宮町の5市町であり、安房郡市内では初めての代執行となります。

なお、本市では今後も引き続き、管理不全により周辺の生活環境等に悪影響を及ぼしている特定空家等の所有者に対し助言・指導などを行い、適正な管理を促すことにより、地域住民の安心安全を確保していきたいと考えています。

1. 建築物等の所在地 千葉県館山市川名674
2. 建築物の種類等 種類：居宅 構造：木造瓦葺2階建 延べ面積：143.79㎡
3. 現場着手予定日時 令和2年5月12日（火）9:00～ ※荒天の場合は順延

